

京都市告示第429号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年11月16日

京都市長 門川大作

道路の種類            市道  
 供用開始の期日        告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
上賀茂経213号線	北区上賀茂六段田町27番地の6地先から同町27番地の20地先まで	メートル 34.70	メートル 6.00 ~ 10.50
上賀茂緯443号線	北区上賀茂六段田町27番地の3地先から同町28番地の2地先まで	146.90	6.00 ~ 11.40
上賀茂緯445号線	北区上賀茂東後藤町16番地の4地先から同町3番地地先まで	39.10	6.00 ~ 9.00
一乗寺経63号線	左京区一乗寺庵野町89番地地先から同区一乗寺樋ノ口町48番地地先まで	65.30	4.33 ~ 6.20
山科北花山経43号線	山科区北花山市田町77番地の2地先から同町77番地の5地先まで	74.70	6.00 ~ 11.05
山科勸修寺経117号線	山科区勸修寺風呂尻町109番地の7地先から同町118番地の6地先まで	58.80	6.01 ~ 12.04
八条経19号線	下京区観喜寺町8番地の1地先から同町8番地の32地先まで	104.90	6.00 ~ 11.60
葛野西経26号線	右京区梅津堤上町42番地の6地先から同町52番地の29地先まで	75.90	6.00 ~ 12.00
葛野西緯27号線	右京区梅津堤上町42番地の31地先から同町42番地の8地先まで	60.70	6.00 ~ 12.00

葛野西緯28号線	右京区梅津堤上町42番地の24地先から 同町42番地の64地先まで	122.10	6.00 ~ 12.00
檜原経51号線	西京区檜原宇治井西町2番地の3地先から 同区檜原下池田町12番地の37地先まで	138.00	6.00 ~ 12.00
松尾山田経71号線	西京区山田畑田町17番地の12地先から 同町15番地の4地先まで	89.00	6.00 ~ 12.00
松尾嵐山緯79号線	西京区嵐山中尾下町1番地の13地先から 同町1番地の18地先まで	44.90	6.00 ~ 10.80
日野緯94号線	伏見区日野西川頬16番地の6地先から 同町16番地の9地先まで	228.10	6.01 ~ 11.05

(建設局土木管理部道路明示課)